

食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響 評価について

令和8年8月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において定められている。今般、以下の農薬等の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている（既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬等（※）を除く。）。

1. 1, 3-ジクロロプロペン（農薬）※
2. カフェンストロール（農薬）
3. カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（総和をいう。）（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）（農薬）
4. プロピコナゾール（農薬）
5. ホセチル（農薬）

※ 農林水産大臣からの再評価に係る要請に基づき食品健康影響評価が通知されたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

1, 3-ジクロロプロペン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年6月8日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価の連絡と関係資料を受理。
- ・令和8年7月14日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	1, 3-ジクロロプロペン (1,3-Dichloropropene)	
構造式	<chem>ClC=CCl</chem> E体 <chem>ClC(Cl)=CCl</chem> Z体	
用途	殺虫剤	
作用機構	土壌くん蒸用に使用される殺虫剤である。線虫の酵素の求核反応中心(チオール基、アミノ基、水酸基等)と化学結合をすることにより、酵素活性を阻害し、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、トマト等	
	使用方法: 土壌くん蒸	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: ぶどう カナダ: ぶどう EU: にんじん、ばれいしょ等 豪州: ぶどう ニュージーランド: 野菜及び果実
食品安全委員会での評価等	【1】	平成15年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年 3月 3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年 2月18日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成27年 2月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年10月20日 食品健康影響評価結果 受理
	【3】	平成29年 3月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 3月27日 食品健康影響評価結果 受理
	【4】	令和元年 9月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年10月15日 食品健康影響評価結果 受理
	【5】	令和 4年12月14日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 6年 3月 7日 食品健康影響評価結果 受理
ADI = 0.025 mg/kg 体重/日		
ARfD = 0.2 mg/kg 体重		

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

食品安全委員会による従前の食品健康影響評価の結果により、農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0.2	0.1
幼小児(1～6歳)	0.4	0.2
妊婦	0.2	0.1
高齢者(65歳以上)	0.2	0.1

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0	0
幼小児(1～6歳)	0	0

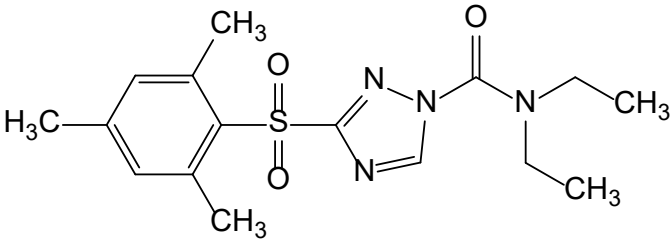
上記のとおり、従前の食品健康影響評価により設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

カフェンストロール

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年8月12日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価の連絡と関係書類を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カフェンストロール (Cafenstrole)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリアゾール系除草剤である。タンパク質や脂肪酸の生合成を阻害し、細胞分裂、細胞縦伸長、葉原基の生長を阻害することにより効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: 水稲	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成15年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 8月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年 2月21日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.003 mg/kg 体重/日

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

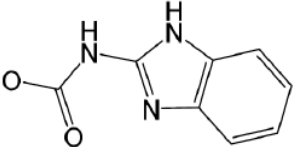
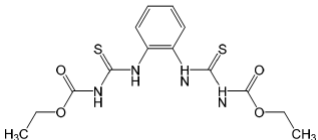
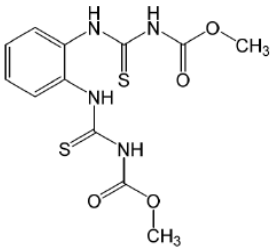
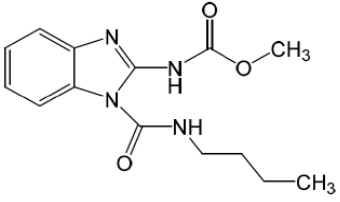
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル (総和をいう。)(カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル)

1. 今回の諮問の経緯

- 令和8年8月12日に通知された、チオファネートメチル及びベノミルについて農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値検討の要請と関係資料を受理。
- 令和8年8月12日に通知された、チオファネートメチル及びベノミルについて農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価の連絡と関係資料を受理。

※ 現在は「カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル(総和をいう。)」として基準値設定されているが、前回同様に、チオファネートが国内及び海外で使用されていない等の状況を踏まえ、「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」として基準値設定を検討するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル (Carbendazim,Thiophanate,Thiophanate-Methyl and Benomyl)
構造式	 カルベンダジム  チオファネート  チオファネートメチル  ベノミル
用途	殺菌剤
作用機構	ベンゾイミダゾール系の殺菌剤である。チューブリンに結合し、有糸分裂を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。
日本における登録状況	農薬登録がなされている。(チオファネートメチル及びベノミル) 農薬登録がなされていない。(カルベンダジム及びチオファネート) 適用作物: みかん、りんご等(チオファネートメチル)、もも、キャベツ等(ベノミル) 今回、キャベツ、ネクタリン等(チオファネートメチル)、しゅんぎく、にら等(ベノミル)への適用拡大申請 使用方法: 散布等

国際機関、 海外での 状況	JMPR	<カルベンダジム> 毒性評価なし <チオファネート> 毒性評価なし <チオファネートメチル> ADI = 0.09 mg/kg 体重/日(2023) ARfD = 1 mg/kg 体重(2023) <ベノミル> ADI = 0.1 mg/kg 体重/日(1995)
	国際基準	アーモンド(チオファネートメチル)
	諸外国	米国:りんご、バナナ等(チオファネートメチル) カナダ:りんご、もも等(カルベンダジム及びチオファネートメチル) EU: グレープフルーツ、レモン等(チオファネートメチル)、りんご、もも等(カルベンダジム及びベノミル) 豪州:アーモンド、ぶどう等(チオファネートメチル)、りんご、ぶどう等(カルベンダジム) ニュージーランド:レタス、トマト等(カルベンダジム)
食品安全委員会 での評価等	【1】	令和5年11月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和5年11月21日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和7年 7月10日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.025 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.14 mg/kg 体重(一般の集団) ARfD = 0.1 mg/kg 体重(妊婦または妊娠している可能性のある女性) (カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルのグループとして) ADI = 0.025 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.14 mg/kg 体重(一般の集団) ARfD = 0.1 mg/kg 体重(妊婦または妊娠している可能性のある女性) (カルベンダジム) ADI = 0.08 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.25 mg/kg 体重 (チオファネートメチル) ADI = 0.029 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.28 mg/kg 体重 (ベノミル)

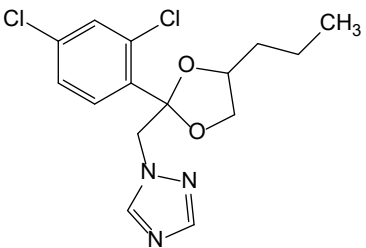
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロピコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年1月5日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和7年8月28日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和8年4月9日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロピコナゾール(Propiconazole)
構造式	
用途	【農薬】殺菌剤 【添加物】防かび剤
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。糸状菌の細胞膜の構成成分であるエルゴステロール生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 小麦、大麦等 使用方法: 散布 添加物として指定されている。 使用基準: プロピコナゾールは、あんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、すもも、ネクタリン及びもも以外の食品に使用してはならない。プロピコナゾールは、プロピコナゾールとして、かんきつ類(みかんを除く。)にあってはその1 kgにつき 0.008 g、あんず、おうとう、ネクタリン及びももにあってはその1 kg (あんず、ネクタリン及びももにあっては種子を除く。おうとうにあっては果梗および種子を除く。)につき 0.004 g、すももにあってはその1 kg (種子を除く。)につき 0.0006 g を、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

国際機関、 海外での 状況	JMPR	ADI = 0.07 mg/kg 体重/日(2004) ARfD = 0.3 mg/kg 体重(2004)
	国際基準	小麦、バナナ等
	諸外国	米国: 大麦、バナナ等 カナダ: とうもろこし、てんさい等 EU: 大麦、らっかせい等 豪州: バナナ、アーモンド等 ニュージーランド: 大麦、マッシュルーム等 <u>インポートトレランス申請: その他のなす科野菜(韓国)、 小豆類、えんどう等(ブラジル)等</u>
食品安全委員会 での評価等	【1】	平成22年11月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 4月 8日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成28年12月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 7月 4日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.019 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.3 mg/kg 体重

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ホセチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年6月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。
- ・令和8年8月12日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価の連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ホセチル(Fosetyl)	
構造式	$\left[\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{CH}_3\text{CH}_2\text{O}-\text{P}-\text{O}^- \\ \\ \text{H} \end{array} \right]_3 \text{Al}^{3+}$	
用途	殺菌剤	
作用機構	有機リン系の殺菌剤である。胞子の発芽抑制による病原菌の植物体への侵入を阻害すること及び植物体への生理作用の介在による抵抗性強化により殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: にんじん、きゅうり等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 1 mg/kg 体重/日(2017) ARfD = 設定の必要なし(2017)
	国際基準	コーヒー豆、キウイ等
	諸外国	米国: たまねぎ、トマト等 カナダ: キャベツ、レモン等 EU: マンダリン、ホップ等(代謝物に係る基準値が設定されている。) 豪州: バナナ、パイナップル等(代謝物に係る基準値が設定されている。) ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス申請: 米(タイ)
食品安全委員会での評価等	【1】	平成22年11月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 1月26日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成29年 5月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 5月30日 食品健康影響評価結果 受理
ADI = 0.88 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし		

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【1, 3-ジクロロプロペン】

- ・暴露評価結果

【カフェンストロール】

- ・再評価に係る資料

【カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（総和をいう。）（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）】

- ・再評価に係る資料

【プロピコナゾール】

- ・作物残留試験
- ・*in vitro* 復帰突然変異試験
- ・*in vitro* マウスリンフォーマ TK 試験
- ・[代謝物] *in vitro* 復帰突然変異試験
- ・[代謝物] *in vitro* 染色体異常試験
- ・[代謝物] *in vitro* マウスリンフォーマ TK 試験
- ・[代謝物] 小核試験(マウス)
- ・[代謝物] 発生毒性試験(ラット)

【ホセチル】

- ・再評価に係る資料
- ・作物残留試験